

# 第1章 この計画ってどんなもの？

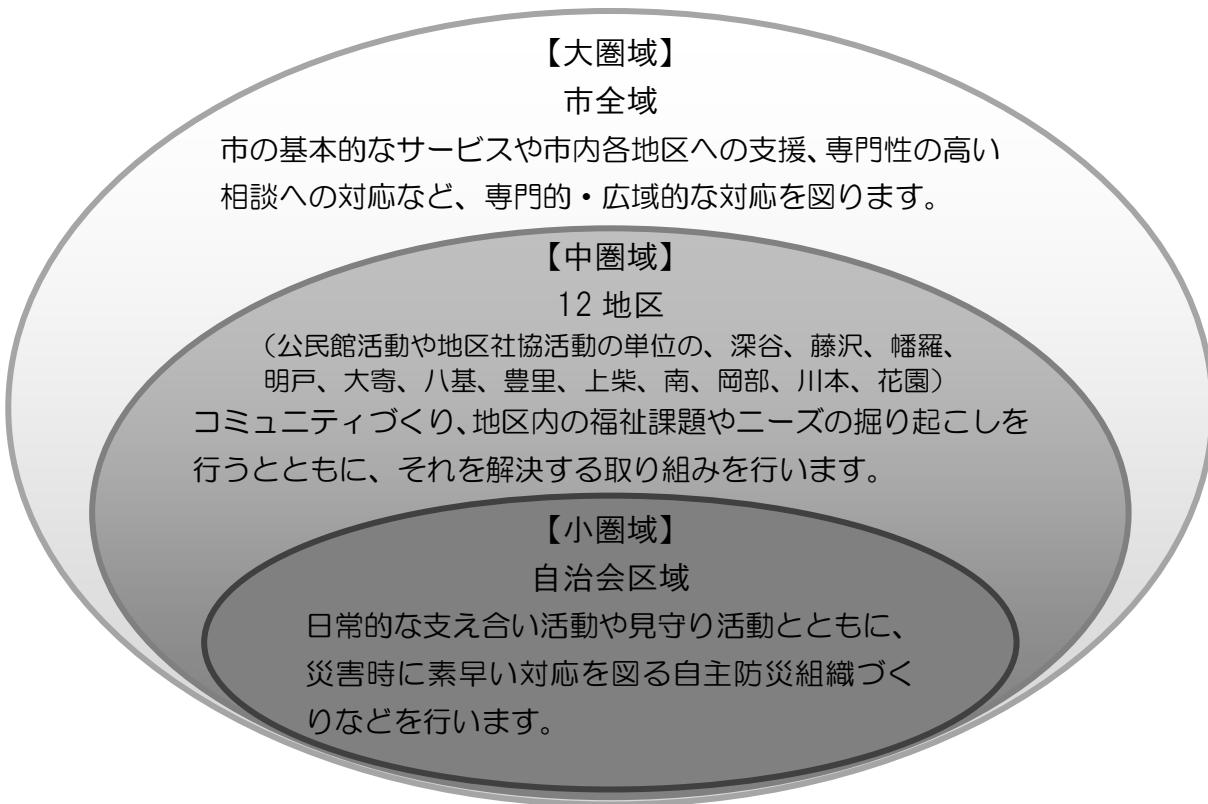
## 1. “地域福祉”とは

### (1) 「地域」とは

地域福祉を進めていく上での「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

下記のように、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的に捉え、それぞれのエリアにおいて、効果的な活動を図ることが重要です。

#### ■ 地域の範囲の考え方（イメージ図）



### (2) 「福祉」とは

「福祉 (Welfare)」とは、しあわせ幸福のことです。また、生活していく上で何らかの支援を必要とする特定の人にサービスなどを提供し、誰もが安全に安心して暮らせる“しあわせ幸福な生活”を維持していくことが、「社会福祉 (Social-welfare)」という考え方です。

### (3) 「地域福祉」とは

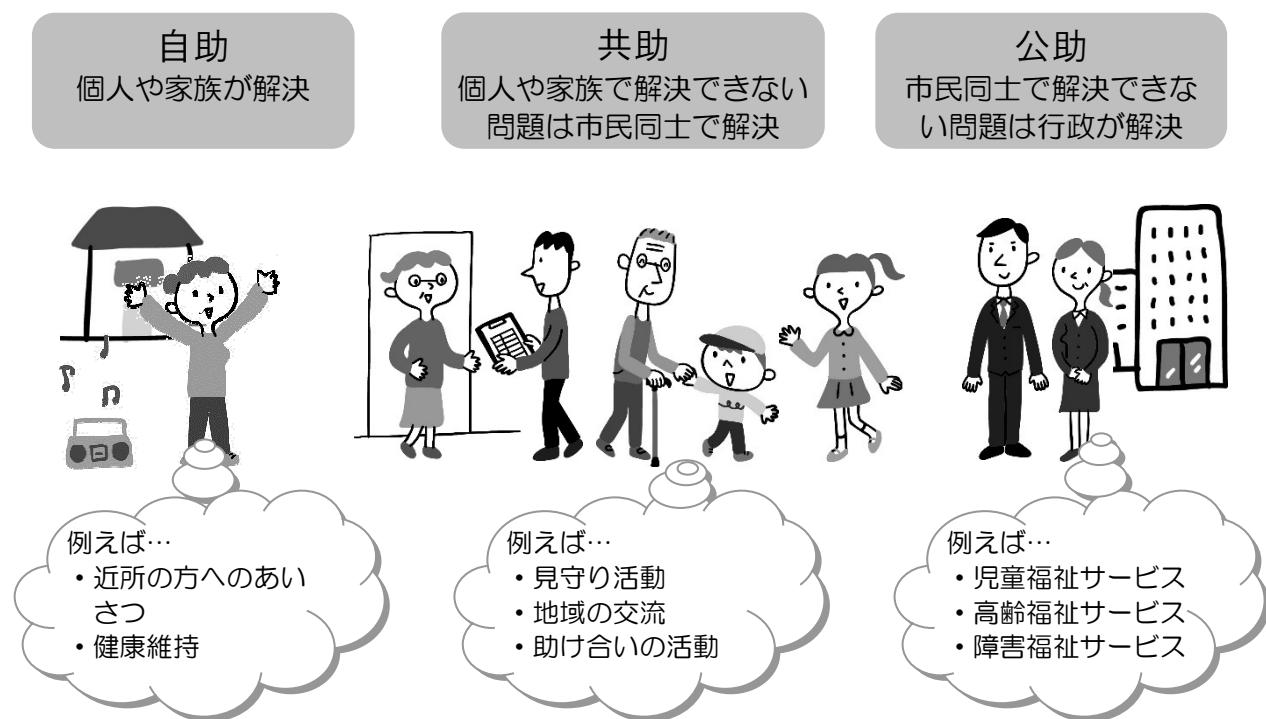
「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア\*、NPO\*、事業者、市、社会福祉協議会\*などが協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃、日常生活の身の回りで発生する問題を解決していくなければなりません。

このとき、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決し（共助）、市民同士で解決できない問題は行政が解決する（公助）、という、「自助」、「共助」、「公助」という考え方方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”、これが「地域福祉」なのです。

#### ■自助・共助・公助のイメージ



## (4) 地域福祉が必要な背景

近年、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域の課題が多様化し、子どもや高齢者、障害者向けたサービスなど、公的サービスへのニーズは高まっています。

しかし、増加し、複雑化するこれらのニーズに、公的サービスのみですべてを補うことはますます難しい状況になってきています。

また、「無縁社会」「社会的孤立\*」という言葉が出てきたように、地域の中でのつながりがなく孤立死に至るなどの痛ましい事故の発生や、生活保護に至る前の生活困窮者\*の増加など、新たな課題への対応が急務となっています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、地域のきずなの大切さが改めて認識されるなど住民意識に大きな変化がもたらされるとともに、平成24年の社会保障・税の一体改革においても国民相互の助け合いの重要性が明記されています。

このように、地域の課題が多様化し、公的なサービスのみですべてを補うことがますます難しい状況になってきている中、互いに支え合うしくみをつくる地域福祉の重要性は一層高まっています。

### ■国の主な動き

| 国 の 動 き |   |
|---------|---|
| 平成22年   | ●厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」<br>・障害者自立支援法等の改正法の公布       |
| 平成23年   | ・3月11日、東日本大震災発生<br>・障害者虐待防止法制定  |
| 平成24年   | ●厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」<br>・社会保障・税の一体改革大綱決定        |
| 平成25年   | ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書<br>・健康日本21（第2次）計画策定<br>・社会保障制度改革国民会議報告書 |
| 平成26年   | ●厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」                   |

※上記「厚生労働省通知」関係は、特に地域福祉計画の策定にあたって重要な内容となっていることから、次ページに概要を掲載しています。

厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」(平成 22 年)

平成 22 年 3 月 31 日現在で、市町村地域福祉計画策定済み市町村が全国的に見て約 51% と少ないことから、策定を終えていない市町村に対する支援・働きかけの強化を行う通知が出されました。

また、既に策定済みの市町村へは、計画の内容について、「高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応にあたり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じる」ための支援・働きかけを行う通知が出されました。

厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援の方策等について」(平成 24 年)

近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報の取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知が出されました。

厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(平成 26 年)

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて、生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されます。この新たな制度において、地域福祉を拡充していくことが重要となるため、生活困窮者支援策について考慮していくよう通知が出されました。

## 2. 計画の目的

この計画は、「地域福祉」を進めていくための計画、すなわち、社会環境が変化する中で、年齢や障害に関わらず、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指すための計画です。

また、自助・共助・公助があいまって、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進める計画です。

これまで、平成 22 年度から平成 26 年度までの5か年計画として、第1次の計画を進めてきましたが、計画の終了に伴い、新たに第2次計画として策定をすることとなりました。

この計画は策定がゴールではなく、新たな段階の地域福祉へのスタート地点です。市民のみなさんが主体的に取り組んでいくことで、また、社会福祉協議会は市民とともに、市は市民の取り組みを支えるために取り組んでいくことで、この計画は実現していきます。



### **3. 計画の位置づけ**

#### **(1) 地域福祉計画（市が策定する行政計画）**

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する行政計画です。

また、「深谷市総合振興計画」を上位の計画とし、関連する各分野別の福祉計画（深谷市障害者プラン、深谷市高齢者福祉計画、深谷市子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画（大里広域市町村圏組合<sup>\*</sup>））を横断的につなげ、地域福祉の理念やしくみをつくるものです。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、深谷市に暮らすすべての市民を対象とした、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

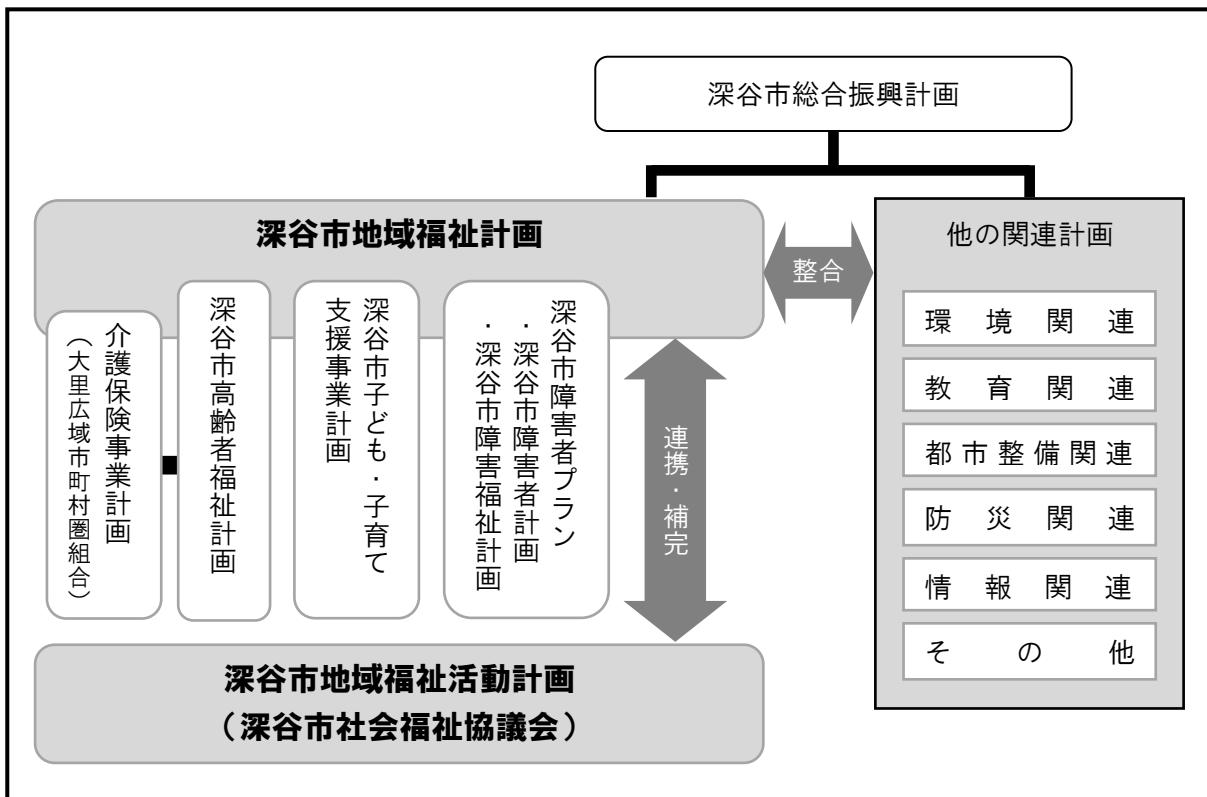
#### **(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）**

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

## ■計画の位置づけ



## (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあり、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的であることから、第1次計画に引き続き、一体的に策定しています。

## 4. 計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5か年計画とします。

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5. 計画の策定体制

### (1) 市民アンケート

市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定するための基礎資料として活用することを目的に、市民アンケートを実施しました。

①調査対象：無作為抽出による 20 歳以上の市民 2,000 人

②調査期間：平成 26 年 2 月～3 月

③調査方法：郵送による配布・回収

④回収結果：

| 配布数     | 回収数     | 回収率   |
|---------|---------|-------|
| 2,000 件 | 1,079 件 | 54.0% |

### (2) 団体アンケート

福祉関係団体の状況や地域の活動等を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定するための基礎資料として活用することを目的に、団体アンケートを実施しました。

①調査対象：深谷市で活動するボランティア団体、民生委員・児童委員\*、自治会

②調査期間：平成 26 年 7 月～9 月

③調査方法：郵送による配布・回収

④回収結果：

| 配布数  | 回収数  | 回収率   |
|------|------|-------|
| 36 件 | 29 件 | 80.6% |

### (3) 深谷市地域福祉計画策定委員会・深谷市地域福祉活動計画策定委員会

この計画の内容について調査・審議する機関として、深谷市地域福祉計画策定委員会・深谷市地域福祉活動計画策定委員会を設置しています。この委員会では、現状や課題を踏まえ、さまざまな視点から深谷市の地域福祉の推進に向けた基本理念や施策・活動のあり方等について、3回にわたり審議しました。

- ①第1回：平成26年9月2日
- ②第2回：平成26年10月21日
- ③第3回：平成26年11月27日

### (4) 計画（案）に対する市民意見の募集（パブリックコメント）

この計画（案）の内容について市民に公表し、幅広い意見をうかがい計画に反映するため、市民意見を募集しました。

- ①募集対象：市内に在住、在勤、在学する者及び市内の事業所、各種団体
- ②募集期間：平成26年12月25日～平成27年1月21日
- ③閲覧場所：市内公共施設17か所及びホームページ上に公開
- ④募集結果：

| 提出者数 | 意見数 |
|------|-----|
| 1団体  | 2件  |

### (5) 行政経営会議

この計画における施策・活動のあり方等について、市政を運営する立場から、さまざまな視点で審議しました。

- ①構成員：市長、副市長、教育長及び全部長級職員
- ②期日：平成27年2月2日

### (6) 平成27年深谷市議会第1回定例会

この計画の内容について、市議会においてさまざまな視点で審議していただき、原案可決されました。

- ①構成員：市議会議員
- ②期日：平成27年2月23日～平成27年3月17日